



猪名川町長選挙 猪名川町議会議員補欠選挙

10月20日に告示 25日に投票

任期満了に伴う町長選挙および議会議員辞職に伴う町議会議員補欠選挙の投票日は、10月20日に告示され、5日間の選挙運動期間の後、10月25日(日)が投票日となります。

この選挙は、私たちの暮らしや今後のまちづくりに大きく関わる大切な選挙です。みんなそろって投票しましょう。

投票できる人

投票できる人は、平成元年10月26日までに生まれた人で、平成21年7月19日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。

なお、選挙人名簿に登録されている人でも、投票日前日までに町外に転出した人は、投票できません。

投票方法

今回の選挙では、町長選挙と町議会議員補欠選挙の2回投票することになります。

▼町長選挙 水色の投票用紙

投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者と地理的な要因などによって決められており、町内14箇所に設置します(裏面一覧表のとおり)。

投票所と入場券

また、投票入場券を郵送していただきます。投票日当日、あるいは期日前投票時にご持参ください。なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録さ

れている人は投票できませんので、当日係員に申し出てください。

投票日までに投票入場券がお手元に届かないときは、お問い合わせください。

選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は、新聞折り込みで配布します。新聞を購読されていないご家庭には郵送します。また、役場窓口、日生・六瀬住民センター、生涯学習センターにも備えていますのでご利用ください。

期日前投票は10月21日から開始

投票日に、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行くことができない人は、あらかじめ期日前投票を済ませておきましょう。投票時間は、午前8時30分から午後8時までで、入場券が到着している場合はご持参ください(印鑑不要)。期日前投票所は、役場と日生住民センターの2箇所に開設します。

不在者投票

遠隔地での不在者投票(名簿登録地の市区町村以外の市区町村で投票)や郵便等投票(指定施設(病院、老人ホームなど)における不在者投票は次のとおり行われます。

遠隔地での不在者投票

不在者投票

不在者投票

不在者投票

不在者投票

不在者投票をすることができません。この場合は投票用紙等の請求や交付を郵便によって行うなど日数のかかる手続きがありますので、お早めに町選挙管理委員会へ問い合わせてください。投票用紙等の請求書の様式は、町ホームページからダウンロードすることができます。

郵便等による不在者投票

この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで身体に重度の障害がある人や、介護保険法による要介護者の人で、定められた要件に該当する人が、居住の場所等郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

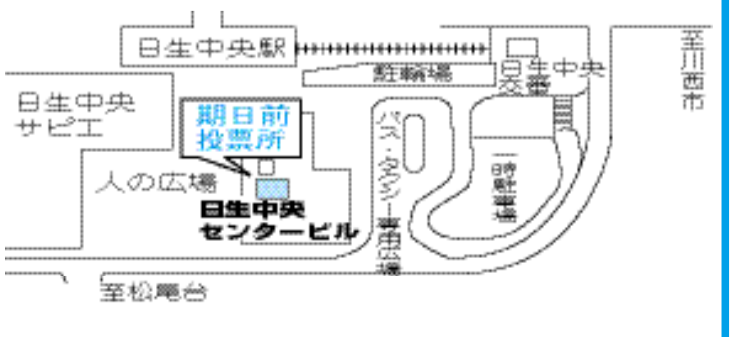
また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、投票用紙等が郵送されます。

期日前投票所の開設

投票所	開設期間	時間
役場1階会議室	10月21日(水)～10月24日(土)	午前8時30分～午後8時
日生住民センター会議室(センタービル2階): 下図参照		



付を受けておく必要があります(裏面参照)。

すでに郵便等投票証明書の交付を受けている人には、選挙管理委員会から投票用紙等請求書を郵送しますので、到着しだい投票用紙の請求をしてください(10月22日以降の請求は法律によりできません)。

病院などでの不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどに入所されている人についても不在者投票制度があります。

不在者投票

不在者投票

不在者投票

不在者投票

不在者投票

問合せ
町選挙管理委員会事務局(総務課内)
0766-8708

開票

開票

開票

開票

開票

開票

開票

開票

開票

開票